

第7回山形地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成18年7月11日（火）
午後1時30分から午後4時まで
- 2 開催場所 山形地方裁判所会議室（5階）
- 3 出席委員 會田鋭一郎，岡村稔（委員長），押野浩，菅野滋，北野通世，小池充夫，寒河江浩二，佐藤康平，鈴木一夫，鈴木晴男，松岡由美子，三浦元，村形修子
- 4 列席職員 青柳吉昭事務局長，太田隆行民事首席書記官，佐々木正人刑事首席書記官，中井川英事務局次長，阿部朋巳山形家裁総務課長（庶務事務担当者）
- 5 議事要旨
 - （1） 山形地方裁判所長あいさつ
 - （2） 新任委員自己紹介
菅野委員，寒河江委員及び佐藤委員から自己紹介
 - （3） 議題についての資料説明等
今回の議題「裁判員制度の広報の在り方について」の意見交換に先立って，山形地方裁判所の広報事務担当者から，平成16年6月以降の広報活動等の取組及び今年度における広報活動方針についての説明が行われた。その後，最高裁判所作成の裁判員制度広報用映画「評議」の紹介とその予告編の視聴が行われた。
 - （4） 議題（テーマ）「裁判員制度の広報の在り方について」の意見交換
新聞社等加盟の「日本世論調査会」が実施した世論調査結果（6月18日報道）を基に，今後の広報活動の姿勢として，①制度周知から裁判員の仕事内容の正確な周知への移行，②裁判所の広報メニューの充実と草の根的な活動などが求められる状況の中，どのように活動を展開していくかについて意見交換が行われた。

<主な意見>

- 前記世論調査では、裁判員制度について過半数の人が知っているが、できればやりたくないという人が75パーセントを占めている。今後の広報としては、裁判員が具体的に何をするのか、イメージしやすいように伝えていく必要があると思われる。そういう意味では、「評議」はドラマ仕立てで分かりやすくできており、裁判員になるに当たっての不安等心の負担を解消するのに役立つと思われる。
- 専門知識のない一般の人が、人の刑を論じることに耐えられるかということになるが、最高裁が庶民感覚を重要視した判決を出し、庶民感覚をとり入れることをPRしてくれれば、裁判員は肩肘張らずにそのままでいいのだということを理解してもらえるのではないか。最近では、福祉でも行政でも、国民が参加し、支えていくという手法が多く、それが司法にも求められている時代なのだろう。中途半端な知識はない方が良く、裁判員を嫌がるくらいの人の方が逆に良いのではないかと思う。
- 裁判員制度の広報に関しては、裁判所よりも検察庁の方が積極的だと感じる。裁判所は、話がくれば出向くというが、受け身的である。権威主義的な殻に閉じこもらず、一歩出て、国民の持つイメージを払拭する必要がある。今の時点では、伝統的な殻から脱却しきれていないという感じがする。
- 一般常識で裁判に臨むとしても、その一般常識が危うい時代なので、底辺を上げる必要がある。中学校や高校での広報活動が重要と考える。
- 学校では、裁判員制度を教科書で取り上げるようになるので、広報のターゲットとしては、成人の方が効果的だと思われる。また、世論調査では、重要な判断をする自信がないという回答が多かったようだが、裁判員をやるのに専門知識は不要であるということは「評議」に表れている。一方、仕事への影響等、日常生活上の支障についても心配なことが不安要因として挙げられており、広報の軸足を制度周知から、そちらに移す必要があると考える。

- 裁判所は「評議」をダビングするなどして町内会等に広く配布してはどうか。裁判所委員会委員にも配布していただければ、二次的な広報活動に役立てられると思う。また、司法書士会では、中学・高校に出向いて法教育を行っている。将来の裁判員候補者である学生に積極的に働きかける必要がある。
- 東京にいたときに聞いた話だが、「信州のそばはおいしい」というイメージを一般の人が持っているのは、情報量がほかと違うからで、信州からはこれでもかこれでもかという位の情報がくる。このように広報については莫大な経費を掛けないと効果がでないし、時間をかけて地道にやっていくしかない。「評議」を貸し出すから申し込んで下さいと待っているのではなく、配布することも含めて経費を要望する必要がある。
- 国が何かの制度を発足させる際、必ず国民に犠牲を強いる傾向が多分にあり、国民には警戒感がある。旅費・日当、休暇等、裁判員になったら犠牲を払わなければならない感じがある。今後は、どうやってそれを払拭するかが課題である。
- マスコミを利用する際は、マスコミが採り上げやすいように、分かりやすいキャッチフレーズを付けたり、こまめにテーマを決めて狙い撃ちするのが効果的である。
- 最近の著名事件について、国民の感情や被害者の人権に配慮された判決内容になっていると感じたことがあった。そのような著名事件と裁判員制度を結びつけての広報を行うことで、国民の関心を集め、制度の浸透を図れるのではないか。
- 被害者の人権重視といったことからすれば、重罰化傾向が強まっているように思われるかもしれないが、重罰化のための裁判員制度ではない。
- 裁判員制度の広報を草の根レベルで考えると、町内会をうまく利用できないだろうか。
- 裁判所委員会委員として、身近なところから口コミで裁判所見学を勧めてい

る。組織によっては年度初めに行事予定を立てるところもあり，大勢の方に「評議」を観ていただけるよう，私たち裁判所委員会委員も動く必要があると思われる。

- もし自分が裁判員に選ばれたらという視点でイメージしやすいのは，裁判員模擬裁判だと思うが，効率的ではないので，ビデオ等を媒体としてイメージを伝えることも重要だと思う。ただ，商品売り出すのと違って，裁判員制度については正確性に気を配る必要がある。事実認定は難しく，誰しものが普通の感覚でできることではあるが，極めることはできない。間口は広いが奥行きがあるものなので，努力はしなければならない。

(5) 議題（テーマ）「次回以降の意見交換テーマ」について

裁判員制度の広報の在り方については，継続して取り組む必要があるとの意見が出された。また，適正迅速な裁判のために，裁判所の人的・物的両面での整備の必要性を検討する必要があるとの意見が出された。そして，次回以降の意見交換のテーマとして，「裁判員制度の広報の在り方について」及び「望ましい裁判所の在り方（裁判所の人的・物的整備）について（仮題）」を議題（テーマ）とすることが確認された。

(6) 議題（テーマ）「活発な裁判所委員会」調査について

地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京）及び司法改革大阪各界懇談会（大阪）という団体から，調査ということで送付を受けたアンケートについて，回答するか否かについて意見交換がなされた。その結果，委員会としては回答しないとの結論となった。

(7) 次回予定期日

平成19年2月19日（月）